

げ、その他一切の沙汰を停止し、且守護地頭が國司領家に對捍することを禁じ、國司領家の成敗には幕府から口入しないことを定め、武士の相續、所領の讓與など、民事刑事に關せるものは勿論、殊に惡口の事など如何にも峻嚴なる制を設け、幕府が御家人を統御するに於いてよく要領を得たものである。また訴訟については越訴讒訴を禁ずるをはじめ、極めて常識的に規定してあり、その間武家的精神の活躍したるものが認められる、いはゞ所謂右大將家以來の先例と、これを制定した人々の經驗から作り上げられたもので、浩瀚なる律令に比し僅に五十一箇條に過ぎない簡潔なる法令は實に我が武家法の基礎をなすものである(史學雜誌第十編横山達三氏「式目」に現はれたる武家主義及び三浦周行博士の續法制史の研究所收「貞永式目」參考)。尤もこの式目の規定が甚だ簡單であるため、これに示された條項だけでは、いろ／＼の場合に適用し得ないこともあつた、それらは律令の法により時宜に應じて行つたことが吾妻鏡に見えて居る、そしてその必要に應じて新に幕府から出した下知狀や裁許狀などの類を纏めて之を式目追加とし、律令に於ける格のやうに、それらを先

式目の追加

例として、之に準據し判決することゝした、それを類聚したものが新編追加である(日本古代法典に收められ、御成敗式目追加、新御式目、貞應弘安式目などの諸書及び吾妻鏡に散見してゐる)。猶ほ植木直一郎博士の御成敗式目の研究は文獻的方面に益するところ多くまた參考すべき著述である。

寺院の衆議法

實力に於いてこそ相異あれ、公家と武家とは政治的に對立せるが如く、法制的にも對立することゝなつた、その間に寺院は寺院として既に養老令でも或る點まで自治を認められて居り、平安朝時代から寺領の莊園ます／＼多くなるに伴つてまたその特有の法律が發達したことは、こゝに注意しなければならぬ、その一は衆議である。叡山をはじめ、大衆徒の居たところでは一山滿寺の衆議に決したことが、東大寺文書、高野山文書、その他の寺院文書によつて證明される。この衆議法と、朝廷に於ける議奏公卿の制とが果して泰時の注意に上つたか否かは不明であるが、武斷的なるべき幕府にして、従前以上に合議制を採用することゝなり、嘉祿元年十二月新に評定衆を置いたのは、實に泰時の卓見であつた。彼は先づ幕府を新築して之に移りし後、中原師員以下十一

幕府の評定衆

人の評定衆を任じ、政務に參與し、訴訟の事を決せしむることゝした、この人々の補任は關東評定傳群書類從所收に具載せられて居る。

承久の變後の朝廷の情勢

さて翻つて朝廷の情勢を観るに、承久の兵亂に官軍に屬した朝臣及びその子孫が逆境に沈淪したるはいふまでもないことであるが、それらの姻戚縁者たり、若しくは多少の關係を有せる人々が、力めて幕府の忌諱より遠ざからんとし、鎌倉に親密なる羽振よき公卿の人々に阿附するものも少くなかつた。

羽振よき九條西園寺二家

従つて幕府と因縁深き九條西園寺兩家の幸運は絶頂に達したといつてよい、そしてこの兩家は互に婚姻を結び、九條道家は西園寺公經の女婿を以てまた關白に復任し、その女孀子は入内して中宮となつたが、やがて皇子(四條天皇)誕生あり、九ヶ月にして立太子の式を挙げ給うた。されば道家の榮華は一時目を驚かさばかりで、關白職をその子教實に譲つた後も、矢張り政治に干涉し、その身は中宮、關白、將軍、天台座主、三井長吏、興福寺別當、仁和寺御室等の父であつたばかりでなく、その室倫子まで准三宮の宣旨を蒙つたのは、御堂關白道長の昔もかくやと思はるゝ程であつた。

九條道家の榮華

西園寺公經の豪奢

しかし朝廷に於ける政治上の實權は必ずしも攝政たり關白たりし道家になかつた、寧ろ上に擧げた西園寺公經こそその人であつたといはねばならぬ。公經は承久の兵亂に公卿中第一の關東方として上皇に幽閉せられた程、幕府と關係深い人であり、その權勢の大なる一たび彼の怒に觸るゝことあれば、朝臣一人として榮達の途を失はぬものがなかつた。その豪奢を極めたことも増鏡に委しく出で、居り、北山の山莊が如何に華麗であつたかを觀ても、これを想像することが出來よう。

尤も西園寺家にしても、また九條家にしても、朝廷にあつてかく榮達を極め、權力を振ふことを得たのは、背後に鎌倉幕府が控へて居たからである、故に兩家といへども泰時に向つてはまた如何ともすることが出來ず、京都に於ける大小の事すべて泰時の意見通りに決せらるゝ外なかつた。然るに貞永元年四條天皇即位の後、中宮孀子流産にて薨せられ、後堀河上皇また崩御まし、しのみならず、關白教實その後三年にして薨じ、後鳥羽法皇、後土御門上皇も前後相ついで崩御遊ばされたが、公家の不幸はこれに止まらず、仁治三年四條天

四條天皇

皇の御早世は端なくも皇位繼承問題を惹起し、朝幕の間に多少の齟齬を生ずるに至つた。

四條天皇崩
後の皇位繼
承問題

當時皇胤としては土御門順徳二上皇の皇子がおはしますのみで、四條天皇の崩後に天皇として迎へ奉るべき皇子について重大問題に逢着した。道家は順徳天皇に納れてゐた女子の腹に生れたまひし皇子を位に即け奉らんとし、公經も之に同意して、その旨を關東に傳へたところ、泰時は順徳上皇が承久の兵亂に關係深くまじつた點から、道家、公經以下重なる公卿の一致せる朝議を一蹴し去り、土御門上皇の皇子邦仁親王を擁立し奉つた、即ち後嵯峨天皇であらせられる。幕府の勢力はかく天皇策立の事にまで及んで來た、しかもこの事がかく齟齬したにかゝはらず、九條、西園寺の兩家が幕府との關係を尙ほ圓滿に持續することが出來たのは、また以てその間深く相結托して居た所以を觀るに足るであらう。

泰時後嵯峨
天皇を擁立
す

泰時の卒去

後嵯峨天皇の踐祚せられた後三ヶ月にして、仁治三年四月泰時は六十歳にして卒し、子經時繼いで執權となつた。泰時政を執ること凡そ二十一年、承久

泰時の人物

兵亂の善後事業は勿論、武家の式目を制して幕府の基礎を固くし、評定衆を置いて合議制を定めしが如き、彼の襟懷が如何に大なりしかを想望するに足ると共に、鎌倉幕府の政治がこの後引き續いて人望を得た所以は、こゝにあるといふべきであらう。彼は實に北條氏中興の祖たるのみならず、政治家としては頼朝を師としながら、人格の點に於いて蓋し義經に私淑してゐたのではないかと想はれるほど、武家政治家としてまた前後に多く匹敵すべきものがない、代表的人物であつた。その民政に注意し、武藏野に水田を開きしが如き、決して單なる武弁の一執權でなかつた、しかも彼が兄弟に對して非常に友愛の情に厚かりしことまた吾妻鏡に見えて居る。彼は僧侶の強暴なるを防止せんがために、兵仗を帶することを禁じ、之を焼き棄てしむるなど、平和政策にも心を用ゐる。北條氏が陪臣を以て天下の實權を握ること久しきに及びしもの、半ば以上泰時の功に歸せねばならぬ。北條親房は神皇正統記に泰時を評して、彼が驕奢を戒め公平を失はず、能く政治の大義に通ずるを贊し、北條氏が世を重ねてますます盛なるは全く泰時の功なりと爲し、「およそ保元平治よ

北條親房の
泰時評

りこのかたのみだりがはしさに、頼朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものなからましかば、日本國の人民いかなりまし、此いはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威のおとろへ武備のかちにけると思へるはあやまちなり」といつて居る。

將軍と執權との關係

翻つて將軍と執權との關係は如何にと觀るに、恰も攝關榮華時代に於ける天皇と攝政もしくは關白との關係であつた、そして、北條氏が必ずしも將軍の外戚でなかつただけにその情誼は寧ろ酷薄であつた。將軍が幼稚なる間こそ、北條氏は思ふまゝに振舞ふことが出来るけれど、將軍が成長すると、何かにつけて都合が悪いのであるから、之を廢して更に年少の將軍を擁立すること、北條氏の將軍に對する方針であり、常套手段であつた。それで藤原頼經は鎌倉に迎へられて後七年にして嘉祿二年はじめて將軍に任じたが、寛元二年二十六歳にして遂に其の職を罷められて、上京することとなり、幕府は京都に使を發してその子頼嗣の將軍宣下を奏請した。頼經はいろ／＼の事情のため延期に延期を重ね、薙髪した後も猶ほ鎌倉に留まつてゐたが、寛元四年經時病んで卒し、弟時頼之に代つて執權となるや、名越光時、頼經昵近の士と謀り、

頼嗣將軍となる

頼嗣追はる

頼經を奉じて時頼を討たむとする流言行はれしかば、時頼兵を集めて之に備へ檢索を嚴にした。光時は薙髪して陳謝したけれど、許されずして伊豆に流され、且つその越後の國務及び所領を沒收せられた、そして頼經もこゝに進退を決せざるを得ざるに至り、武士に護られて上京したが、後三浦氏の亂起るに及び、頼嗣また將軍の地位を逐はれ、藤氏將軍時代はやがて終末を告ぐるこゝとなつた。

幕府を支持する勢力の中心

元來幕府の勢力は關八州によつて支持せられて居たといつてよい、この關八州の中でもその中心勢力は伊豆、相模及び武藏の武士であつた、頼朝の時代にはこの三國の武士が各競うて頼朝に忠勤を抽んでその勢力も略、均等を得てゐたが、頼朝その薨後、伊豆の出身たる北條時政は漸くその爪牙を磨いて武藏、相模の豪族に眼をつけた。先づ畠山重忠の滅亡によつて武藏武士が北條氏の下に屬し、和田義盛の滅亡によつて相模また多く北條氏に歸せしも、三浦氏の一族尙ほ勢力を有し、しかも和田義盛の亂に、義村が初め義盛に加擔しながら、中途に志を變じて北條氏に應じたため、遂に義盛の失敗に終つたのは、大

三浦氏の勢力

に北條氏の徳とするところであつた。その後三浦氏は北條氏と重縁を結んで經時の時代まで何事もなく歲月を送つて來た、即ち義村の女を泰時の妻とし、泰時の女を義村の子泰村の妻としてゐた、従つて北條氏は大に三浦氏を信賴してゐたのであるが、それだけ三浦氏は幕府にあつて羽振が善く、驕豪の振舞も少くなかつた、その勢力は京都の朝廷まで響いて居た程である。義村の卒去後、泰村家を嗣だが、泰村の子光村最も將軍賴經に信任せられ、その賴經を京都に送るや、別るゝに臨んで、今一度鎌倉に迎へるであらうといつたことから嫌疑がかゝり、こゝに北條氏と三浦氏との關係は漸く危殆に瀕して來た。これについては時頼も大に戒慎を加へて居たが、彼の外祖父安達景盛の子義景が泰村と權力を争つたことは、忽ちこの問題をして急轉直下せしむるに至つた。景盛はこの時既に出家して覺智と稱し、高野山に隱遁してゐたに係はらず、寶治元年急に下山して鎌倉に歸り、義景及び孫泰盛をして泰村を討たしむるに決し、時頼に勸めて之を實現した、そして泰村は遂に敗れ、その一族と共に退いて賴朝の廟所法華堂に入り、堂内に於いて自殺し、一族郎黨五百餘人同

三浦氏の滅亡

幕府と高野山

じく之に死んだ、この間の經過は吾妻鏡にまた名文を以て記されてゐる。かくて賴朝以來關東の豪族にして勢力のあつたものは殆んど皆こゝに一掃せられ、北條氏獨り幕府の中堅となつた、そしてこの後一族の間に多少の内訌がないでもなかつたが、幕府の滅亡に至るまで、北條氏が割合によく一致を保つことを得たのは、泰時の遺風之を然らしめたものといつてよい。

ついでに幕府と高野山との關係を簡単に述べて置きたい。高野山は白河上皇のころから殊に公家の信仰を得て、屢々御幸なども行はれたが、鎌倉時代に入り、尼將軍政子は行勇僧都の爲めに金剛三昧院を建立した、その多寶塔がいま國寶に指定せられて居る。金剛三昧院は蓋し高野山に於ける武家方の本據といふべきものであつた、安達入道覺智も高野山に上つてゐた間、この院に住み、鎌倉の代表者としていろゝ畫策したらしく、高野山に北條氏の勢力を扶植したのは、多く彼の力であつた。従つて金剛三昧院はその領地も多くして諸院の中に勢力を有し、花園天皇の御代に於ける根本大塔修造の大勸進の如き、またこの院の長老證道上人であつた高野山文書寶簡集參考、後ち後醍

翻天皇が北條氏を討ちたまたうた折に、護良親王の出兵催促に對し、高野山が容易に動かなくつたのは、この縁由があつたからと想はれる。

さて三浦氏の一件は前將軍頼經と聯絡があつた、めに、延いて累を頼經の父九條道家に及ぼし、道家はその關東申次を免せられ、西園寺公經の子實氏これに代つたが、當時朝幕の關係割合に圓滿であつたことは、國家危急の重大問題たる蒙古襲來に當面せんとしてゐた時代に於いて大なる幸であつた。それは後嵯峨天皇が元來北條氏に擁立せられたまうたお方であり、大に北條氏を徳とし、何事も圓滿に解決しようと力められたためであらうが、また北條氏の勢力牢乎として抜くべからざるあり、已むを得ずたゞそのいふがまゝに朝廷が従はれたからでもあつた。天皇は寛元四年後深草天皇に御讓位あり、院應を開いて政を聽きたまひしが、時頼の奏聞によつて院應に雜訴評定を行はるゝことゝなり、西園寺實氏土御門定通等六人を以て評定衆とせられた、これは蓋し幕府に於ける評定衆の制度を採用せられたものであらうが、之に九條家の人を加へられざるを見れば、道家の勢力頼に失墜したことを徴するに足

九條道家關東申次を免ぜらる

後深草天皇

院應の雜訴評定

院應評定衆

九條家の悲運
宮將軍の擁立

五攝家の分立

五攝家分立に關する本朝通鑑の説

るのである。幾くもなく道家の子一條實經攝政を罷められて、近衛兼經之に代り、久しく沈淪して居た近衛家二たび世に出づることゝなつたが、道家の末路は更に憫むべきものであつた。彼はその子良實、二條家の祖と不和を生じたのみならず、建長三年九條堂の住僧了行房の事より一族勅勘を蒙り、翌年暴死した。それから延いて將軍頼嗣も北條氏に廢せられ、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王の東下となり、幕府が實朝薨去以來心懸けて居た宮將軍擁立の宿望はこゝに始めて達せられた。

五攝家の分立も既にこの頃から初まつてゐる、建長四年攝政近衛兼經職を辭して弟鷹司兼平之に代るや、九條教實及び九條家より分れて攝政となつた二條良實、一條實經に近衛兼經と合せて五人の人々の子孫だけが、この後攝政もしくは關白となることになつた、これを五攝家と稱する。

本朝通鑑にはこの五攝家の分立を以て朝廷に對する時頼の政策に出でたといつてゐるが、實は既に平家全盛時代に於いて清盛が近衛基通を攝政としたのに胚胎し、ついで頼朝また九條兼實を攝政に推舉してより漸くその勢を

ども傳はつて居るほど、幕府の財政にも節約を加へて餘裕を生せしめたことは、後に時宗をして、一大決心を以て外寇に當ることを得しめた所以である。殊に彼が幕府御家人の氣風を養はんがために、頻りに武藝を奨励し、或は將軍の近臣に相撲を演せしめ、或は犬追物、小笠懸など武士的遊戯を奨励し、これを流行せしめたのは、また同じく外寇に備へしめんが爲めでもあつたらう。

時頼は建長八年に出家し、長時、政村相次いで執權となつたが、實權は矢張り時頼の掌中にあつたと推測される。いはゞ京都に於ける院政の風が鎌倉に移つたのである。また彼は出家後諸國を廻つて民政の得失を視察したと、増鏡、太平記及び北條九代記などに見えて居るが、吾妻鏡には何等これに關する記事なく、廻國の形跡も見えない。たゞ同書には間、缺文があり、確かにいへない點があるので、嘗て瀬川秀雄博士大に廻國説を主張せられ、史學雜誌第二十四編、贊否の論一時學界を賑はしたことがある。思ふに當時長時、政村相ついで執權となり居たとしても、時頼は大御所として幕政に干與してゐたであらう。又青砥左衛門尉藤綱の存在については、星野恒博士史學雜誌第二編に之を否

時頼の出家

時頼の廻國

青砥藤綱

定せられてゐるが、藤綱の名は武家年代記にも見えて居るから、直ちに之を太平記の著者の案出した架空的人物とすべきかは問題である。

こゝに今一度禪宗の興隆について述べて見たい。前に述べた榮西によつて輸入せられた臨濟禪は、九條道家の請によつて東福寺の開山となつた。聖一國師圓爾以來、先づ京都に於いて公家の力により大に興隆せられたが、圓爾の門下に南禪寺の開山無關普門(大明國師)を出し、南浦紹明の門下に大徳寺の開山宗峯妙超(大燈國師)を出し、後繼者また碩徳多く、京都の臨濟禪林は鬱然として榮え來り、夢窓國師に至つて更に隆盛となつた。然るに時頼の執權時代に宋僧道隆(蘭溪大覺禪師)東渡し、時頼の信仰を得るに及んで、鎌倉に於ける臨濟禪また忽ち勃興した。道隆は後嵯峨天皇の寛元四年我が國に渡り、やがて鎌倉に入るや、時頼、山の内に一寺を建て、建長寺と命名し、彼を延いて住持とした。寺名に年號を附くることは延暦寺のいつも反對するところであり、既に建仁寺の如きも延暦寺の末寺として僅に事なきを得た程であつたのに、建長寺が年號を寺名とするを敢てし得たのは、山僧の強暴も遂に鎌倉に及ばな

京都に於ける臨濟禪

鎌倉に於ける臨濟禪

つたと思はれる。尤も道隆がその後甲州に流されたことを、高僧行實に延暦寺僧の訴によるとして居るから、その間一種の妨害運動があつたことは略推測されるであらう。ついでその後住として支那より招聘せられた禪僧が、即ち蒙古襲來の折時宗を激勵した無學祖元(佛光禪師)であつた。後ち圓覺寺の開山となつた人で、その語録は蒙古襲來の研究にも必讀のものである(鷲尾順敬博士の鎌倉武士と禪参考)。

當時臨濟禪と相對して異彩を放てる曹洞禪は之を我が國に輸入した承陽大師道元の人格に先づ偲ぶべきものがある。彼は貞應二年入宋、曹洞禪を傳へて歸朝し、はじめ京都に近く深草に菴居したが、やがて興聖寺に住みしも、波多野義重の請に應じ越前に下つて永平寺を開いた。そして時頼に招かれ鎌倉に行き、寺に歸つた後時頼の寄附の帖を退け、また後嵯峨上皇の賜ひし紫方袍をも終身着けざりしが如き、その平民的性格は曹洞禪をして臨濟禪のやうに貴族的ならしめず、次第に地方に勢力を得しむること、なり、鎌倉時代に勃興した一向真宗や日蓮宗など、同じ歩みで、舊佛教の改革運動を進めてゐる。鎌

曹洞禪

新佛教の特徴

倉時代に於ける宗教改革の問題については史學雜誌第三十五編、第三十六編及び第三十八編に松本彦次郎氏の論文がある。

思ふに當時盛になつて來た新佛教は、中央よりも寧ろ諸國にその地歩を占めて行つたところ、にその特徴を観るのである。淨土宗の如きも法然門下の上首たりし辨長は九州に、證空は近畿に、隆寛は關東にその宗風を宣揚した。そして親鸞上人が淨土真宗を東國に弘通し、一遍上人が全國を遊行して時宗を布教したのもまたその實例である。たゞこゝに注意すべきは、貴族佛教たる天台真言の二宗がこの時代に尙ほ勢力を有してゐたこと、新佛教がこの二宗を、特に地方から驅逐して之に代るに至つたのは中武家時代に入らねばならない(平泉澄博士著中世に於ける精神生活参考)。

日蓮の出現

この間にあつて文書に辻説法に從來の諸宗を排し、熱情的傳道を以て、新一宗を開いたものが僧日蓮であつた。彼は法華經を以て佛教の眼目となし、我等はたゞ法華經によつて救はるゝものなりと獅子吼し、これまで多くの宗派が釋迦如來なり阿彌陀如來なり、又は大日如來を本尊とせしに對し、法華經

を本尊としたのはまた一の卓見であつた。彼は立正安國論を著し、一天四海皆歸妙法と稱じて盛に宣傳してゐたが、偶、正嘉元年鎌倉に大地震があつたのを機會に、書を時頼に贈つて、幕府が念佛と禪とに歸依せるを攻撃し、若し之を處斷しなければ他國のために犯されんと諷した。日蓮宗の學徒は之を元寇の豫言なりとして居るが、小倉秀貫氏は史學雜誌第二編に、日蓮は元寇の豫言者といふを得べきかを掲げて疑はれ、辻善之助博士もまた意見を發表して居られる(歴史地理第三十七卷參照)。しかし豫言であるか否かは兎にも角にも、彼が國難來を叫んで布教した熱烈なる態度にその人格を發揮してゐる、彼はついで佐渡に流され、所謂四個格言を發表して他宗を否認し、こゝに愈立宗したが(史學雜誌第三十九編市村其三郎氏、日蓮上人の眞言排撃參考)やがて赦されて後甲斐身延山に退隱し、先づ關東地方に勢力を占めた。その眞蹟は割合に多く、今日に傳へられ筆勢縱橫飛ぶが如く、最もよく彼の氣象を毫端に示して居る高祖遺文錄はその文書を集めたものであるが、現存せる原本と對照するに、取捨増減せられてゐるところが少くない。肖像は木像では池上本門寺

祖師堂安置のものを推し、畫像では伊豆玉澤妙法華寺のそれを推す(史學雜誌第二十八編姉崎正治博士の史料としての日蓮上人遺文參考)。

前にもいつたやうに、後嵯峨天皇と幕府との關係は極めて圓滿であり、北條氏もよく朝廷に敬事する態度を續けた。そして寛元四年位を後深草天皇に譲りたまひし後も、林泉の美を盡して嵯峨に御造營ありし龜山殿に於いて、風流の御遊など屢、行はれた。又後嵯峨上皇は第四皇子恒仁親王を愛せられ、正嘉二年八月御年十歳の親王を後深草天皇の皇太弟に定め給ひ、翌正元々年十一月踐祚せしめたまうた。即ち龜山天皇であらせられる。この御代も無論後嵯峨上皇の院政であり、新院たる後深草上皇は政治に干與せられることが出来なかつたのであるが、やがて後深草上皇、龜山天皇の兩皇統の迭立を見る情勢となり、遂に次の皇家中興時代を出現せしむるに至つた。

鎌倉では弘長三年時頼の卒した後、時宗は年少なりしたため、北條政村執權となつてゐた。將軍宗尊親王は屢、上京を企て給ひしにかゝはらず、飢饉や何かの理由を以て、北條氏のために沮まれ、之を果し給はなかつたところ、松殿僧

將軍宗尊親王廢せらる

三歳の新將軍惟康親王

蒙古襲來

蒙古襲來についての參考書

正良基が將軍の御息所に通じたこと發覺し、良基出奔して行方知れず、鎌倉にはまた騒動が起るかと思はれた。北條氏遂に將軍を廢し、親王の御子惟康親王を奉じて將軍とするに決し、朝廷は止むを得ずこの奏聞に従はれた。こゝに至つて宮將軍もまた藤氏將軍と同じ運命に逢着せられ、北條氏が幼冲の將軍を擁して天下に臨まんとせる政策いよゝゝ忌憚なく行はれた。

然るにこの時幕府は時頼の時代までに蓄積して來た勢力と財力とを殆んど一時に投げ出さねばならぬ一大事件に遭遇せんとしてゐた。たゞに北條氏の運命のみならず、我が皇國の運命をも賭せねばならぬ危急存亡の秋が迫りつゝあつた。蒙古襲來がそれである。之に關する著述で先づ讀むべきものは重野安釋博士山田安榮兩氏の共編に成つた伏敵篇である。當時の記録古文書等多く網羅せられてゐるが、たゞ、公刊後殆んど四十年、その間に發見された記録古文書例へば廣橋家舊藏勸仲記(岩崎文庫所藏)及び石清水八幡宮田中文書をはじめ之に洩れたもの少くないのみならず、また蒙古が如何にして支那を征服し高麗を従へ、黒手を我が國に延ばすことゝなつたかについても、研究を

加へねばならないのに、それら支那や朝鮮の資料が伏敵篇に多く集録してないのは遺憾である。三浦周行博士の「元寇に關する新研究」史學雜誌第二十一編(八代國治博士の「蒙古襲來に就ての研究」同第二十九編)は上に擧げた新史料等に基づいたものであり、嘗て日露戰爭の折、戦地の軍隊及び全國各學校に頒たる、目的を以て史學會から出版された征戰偉績にも、三浦博士の「鎌倉時代の外征計畫」と三上參次博士の「宏覺禪師蒙古降伏祈願文以下數篇の論文が收められてゐる。尙ほ最近池内宏博士の「元寇の新研究」が、東洋文庫から出版されて居る。吾妻鏡が文永三年の記事に止まり、この大事件に關する幕府の記録を見る能はざるは誰も遺憾とするところであらう。

さて平家全盛時代に於いて清盛が宋貿易を奨励した後、我が商人の活動漸く加はり、進んで彼土に交通したものが少なくなつた。且つ僧侶も商船に便乗して來往ますゝ頻繁となり、或は宋板の一切經を持來り、或は珍しき鳥獸などを舶載したことが記録に見えてゐる。當時朝鮮は高麗朝の後半期で、日宋間を往來する商舶の中繼所となつてゐたから、我が國人で渡鮮したのも少

蒙古襲來以前の日本支那及び朝鮮との關係

幕府の海賊に對する態度

くなかつた、また時に志を得ざる九州の武士などその海岸を劫掠したこともあり、宋との貿易が順調に進み、奇珍を求めんとする傾向ますます加はるや、幕府が力めてこれらの海賊衆を勦討するに力めたことは、安貞元年に贈つて來た高麗の牒狀多少禮を缺ぎしに係はらず、太宰少貳武藤資頼が使節の前で犯人を刎首したのでも推測される。されどその後海賊衆が彼の土を侵掠すること必ずしも絶えたのでなく、高麗史、東國通鑑參考、これまで内海に跳梁してゐた彼等は次第に冒險的氣象を發揮して來た。蒙古襲來と高麗との關係については、史學雜誌第三十六編、三十七編に青山公亮氏、弘安役と高麗、文永弘安兩役間の倭寇と高麗の對時局策、及び中村榮孝氏、文永弘安兩役間に於ける日麗元の關係等の論文がある。

蒙古の勃興

土御門天皇のころ、蒙古に成吉思汗といふ英雄出で、東西を席卷し、領土の廣き、古今未曾有と稱せらるゝ程に至つたが、蒙古民族の起原については史學雜誌第十八編に白鳥庫吉博士の精細なる考證がある、その孫忽必烈汗(世祖)の時代には高麗已に服屬して風俗に至るまで蒙古のそれとなつた程である、ま

時頼大般若經を伊勢神宮に奉納す

第一回の蒙古使節

蒙古に返牒を與へず

た宋は南方に偏在して社稷將に危からんとし、その情勢は我が入宋僧や渡東の宋僧によつて、或る點まで時頼の知り得たところであらう。彼が正嘉元年四月紺紙金字の大般若經六百卷を伊勢皇太神宮に獻つた願文に、弟子者義勇雖疎、治略雖缺、剪長鯨於海表、云々、年來存報國之忠、中略、凡厥擁護國家者、神之明德也、我朝廼在之、富饒民黎者、經之惠力也、我朝又在之、云、神云、經蓋納受素念、といつて居る、彼は既に國難に對する覺悟を有して居たのであるまいか。

忽必烈は高麗人に我が國の事情を聞き、我が國をも藩屬とせんと欲し、先づ使節を我が國に遣し、高麗王をしてその使節を嚮導し、我が國に使を出さしめたのが、我が文永三年のことであつた。然るに蒙古の使節は風波に遮られて我が國に達するを得ず、高麗の使者のみ蒙古高麗二國の國書を奉じて、文永五年正月太宰府に着いた、この蒙古の國書は幸に奈良東大寺にその寫が傳はつて居る。朝廷では數日評議の後返牒を與へざるに決し、その旨を幕府に傳へられた、幕府が最初から強硬なる態度を有したことは、いふに及ばぬ、新式目によれば、この年二月既に西國の幕府御家人に命じて兵備を修めしめてゐる。

我が國はこゝに一大國難に當面した、上下共に國家的思想が如何に高潮に達したかは、數回に及べる蒙古の使節に對する朝廷及び幕府の態度と次に擧ぐる禪僧慧安東巖をはじめ國民の熱烈なる愛國心等に見らるゝであらう。

北條氏の功罪

さきに、北條氏は三上皇の播遷をはじめとし、皇室に對し實に恐れ多い事もしたのであつた。たゞ泰時時頼等がよく民政に心を用ゐて善政を布き、國民のための政治を行つたので、國內よく統一せられ鎌倉幕府の實力を加へた、それがこゝに外敵に向つて國威を宣揚し得る所以となつたことは、多少北條氏の罪を減するであらう。いひ換ふれば、この危急存亡の秋に當り、内政を顧慮するところなく、外敵に當るだけの準備が精神的にも物質的にも出來て居り、しかもまた幕府が大に武士道を奨勵し、武藝を盛にしてゐたことが試練せられる機會に遭遇したのであり、武士が主將のために働くといふ思想は進んで國家の爲めに死力を盡して忠勤を勵むに至つたのである。京都賀茂の正傳寺文書に蒙古から第二回の牒狀を齎した折、開山慧安東巖(宏覺禪師)が祈願した願文の裏端書に「末の世のすへの末まで我が國は萬の國にすぐれたる國」とい

東巖慧安の和歌

ふ一首の和歌が書いてある。この和歌は我が國の萬國に卓越したことを最も率直に告白したものである。これに「末の世のすへの末」とあるのは、恐らく漠然と遠い將來をいつたのでなく、蒙古襲來當時を直指したものであり、末法の世の末の末となつた今日といへども、我が國は萬國に優越した比類なき國であるといふ意味であつて、そこに最も熱烈なる國家的精神が現れて居り、舉國一致の實を擧げ得た所以が見得らるゝのである。

尤も蒙古の來牒が一時人心をして恟々たらしめたことはまた止むを得なかつた。それに天變も頻りに現れた。朝廷に於いても神佛の力を憑む外ないと祈禱奉幣等が盛に行はれた。この時に當つて時宗の決心は如何にも文字通りの勇猛精進であつて、彼はこの年三月從來執權たりし政村を連署となし、自ら進んで執權となつた。これは年僅に十八歳であつた青年氣鋭の時宗が前古未曾有の國難に當面してその一大決心を天下に示し、こゝに幕府の全責任者として立つことを明にしたのである。されど彼は決して無謀に事を行ふ人でなかつた。背後には老功なる政村に輔佐せられてゐた。道隆蘭溪の如きまた

時宗の決心

必ずや顧問となつた人であらう、道隆が延暦寺の關係から、一時甲斐に流されて居つたのを、時宗が鎌倉に召還したことに、この間の消息が窺はれる。

田口卯吉博士は史學雜誌第十編に「北條政村」と題し、蒙古襲來の折は時宗まだ年少であつたから、その計畫は主として、政村の意に出でたと論じて居られるけれど、時宗が如何に早熟で天才的人であつたかを知らば、田口博士の説は否定せらるべきであらう。吾妻鏡に、時宗誕生の折鶴岡八幡宮及び三島神社の夢告ありしことが載せてある、天この人を降して國難を救はしめんとするのではないかと、國民の窃に期待しむるところであらう。弘長元年四月彼は十一歳にして既に安達義景の女を娶つてゐる、そしてこの月將軍が極樂寺山莊に小笠懸を行はれたとき、堪能の武士がゐなかつたので、時頼は時宗最も體を得てゐると言上し、特に彼を召して射らしめ、その器量を稱揚してゐるのは、この父にしてこの子ありと評すべきであらう。従つて蒙古の牒狀が初めて到來した折、時宗は必ずしも分別のつかぬ人物でなかつた、又よしや政村が執權であり、時宗が連署であつたとしても、時宗に實權がなかつたとはいへない。

時宗に對する國民の期待

北條氏の中心人物たる時宗が一大決心をなしてこそ、幕府は蒙古に對して斷乎たる態度に出づることを得たのである。

こゝに附け加へて置くが、第一回の來牒に對し、五代帝王物語に、朝廷では返牒を與へんとせられたのを、幕府が抑へたと書いてあるのによつて、大日本史や本朝通鑑など多くその説を襲うて居る、それが近ごろ關白近衛基平の日記により、誤謬であることが明瞭になつた。

翌文永六年また蒙古の使節は對馬に着いた、國人が拒んで上陸せしめなかつたので、彼等は塔二郎、彌二郎の二人を捕虜として歸國した、ついで蒙古は更に高麗に命じてこの二人を送り返すと共に、中書省の牒と高麗の國書とを齎らし、二たび我が國に到らしめた。このたびは朝廷で返牒を與へらるゝ議があつた、そして幕府に下して意見を徵せられしに、時宗はこれを不可となし、また高麗國使を追却するに決した、彼等は太宰府に淹留すること數ヶ月、遂に志を得ずして去らざるを得なかつた。

この第二回の蒙古來牒に對する朝廷の返牒案は菅原長成の草に成り、全文

第二回の蒙古使節

本朝文集に收められて居る。その文には、我が神國は智を以て競ひ力を以て争ふべからざるを述べ、如何にも強硬なる態度を以て來牒に對せられ、全然彼の要求を拒絶した返牒であつた。それすら時宗は斷然たる決心を以て之を與ふることに賛成しなかつた。正傳寺所藏の慧安東巖の祈願文によれば、朝議誤つて外に洩れたと見え、慧安は和親の返牒があるとの風評に慷慨遣る方なく、悲憤骨髓に徹したゞ神佛の加護によつて之を中止せんと、文永六年十二月二十七日から翌年三月朔日まで六十三日間祈禱を行つた。當時僧侶に至るまで如何に敵愾心が盛んであつたかゞ想像される。この祈願文の中に、蒙古が我が國に對し、一陣破却殘黨不難、先破高麗、次責日本云々と豪語してゐたと見えて居る。三上參次博士は征戰偉績に之を日清戰役前に於ける支那日露戰役前に於ける露西亞の態度に比擬して居らるゝ。

ついで蒙古から趙良弼といふものを使として發遣したのが第三回の蒙古使節であつた。その未だ我が國に到着せぬ内に、高麗まづ牒狀を送り、蒙古軍の來り攻めんとする趣を告げてゐる。文永八年九月時宗は使を西上せしめて

慧安東巖の
和親中止の
祈願

第三回の蒙
古使節

その意見を奏し、且つ守護地頭に命じ、兵を鎮西に出して要地を警備せしめ、ますます防禦準備を整へしめた。趙良弼はやがて太宰府に至り、是非とも天皇及び將軍に見えて國書を呈せんことを要求したが、少貳氏之を許さず、漸く國書の副本を幕府に上ることを得たが、此度も朝廷では返牒を出すことに傾いたにかゝはらず、時宗また之を不可とし、趙良弼を追ひ却した。

蒙古は宋を滅して國號を元と改めた。趙良弼はまた第四回の使節として文永十年三月太宰府に着いたが、無論京都に入ることを聽されず、二たび空しく歸國しなければならなかつた。尤もこの折彼の目的は必ずしも京都に入ることでなく、寧ろ我が國情を偵察するだけで満足したらしい。滞在中いろいろの事情を調査して歸國し、忽必烈に伏奏したことが元史及び高麗史等に見えてゐる。兩國の關係はかくの如くにして風雲次第に急を告げて來た。

これよりさき文永九年京都に於いては後嵯峨上皇崩御あり、遺詔によつて龜山天皇の親政となつた。鎌倉に於いても十年五月に政村卒去し、義政之に代つて連署となつた。そして十一年正月には天皇位を皇太子世仁親王後宇多天

第四回の蒙
古使節

後嵯峨上皇
の崩御

後宇多天皇

皇に譲り、院政を聽き給ふこととなり、銳意治を圖り、國難を掃はんと宸襟を惱まし給うた。

文永の役

元は趙良弼の報告により我が國の遂に服従しないことを看破したのであるが、實は既にその以前から戦備を修めてゐた、そしていよいよ文永十一年十月、忽敦を大將とし、洪茶丘、劉復亨等を副將として、兵一萬五千人を發し、高麗の軍に嚮導せしめて、先づ對馬を襲うた、守護代宗資國奮戦して死し、賊は進んで壹岐を侵し、守護代平景隆亦衆寡敵せずして自殺した。賊兵は劫掠を恣にし、更に筑前に上陸した、少貳經資九州の武士を率ゐて之を防ぎしも、一時博多より太宰府水城の附近まで退却せざるを得なかつたが、幸にもその夜暴風起つて賊艦覆没し、僅に事なきを得たことは八幡愚童記等に詳である。

文永の役に於ける我軍の不用意

蒙古軍は先づ文永の役に失敗した、しかし我が軍もまた餘りに不用意であつた。第一に蒙古軍兵の亂暴狼藉言語に絶し、民家を焼き、婦女を辱しめ、その殘虐さに我が將士は非常に憤慨した、我が國の武士道的戦争は蒙古軍に全く解せられないことが知られた。第二に従來我が國では悠々と互に名乗を擧

てつはう

げての騎兵戦であつたのに、名乗り合つても言語通せず、それに蒙古兵が密集隊をなして進退懸引に慣れた歩兵戦術には武勇を誇りし九州武士も散々に敗北した。又竹崎季長の蒙古襲來繪卷によれば、彼等はてつはうといものを持つてゐた、今の擲彈のやうなものと思はれる。たゞ元が高麗に命じて急造せしめた戦艦が如何にも脆弱であり、一たび暴風に遭ひ忽ち覆没したことが、纔に我が大捷を得た所以であつた。

時宗更に防備を嚴にす

大捷の報に接した時宗は忽必烈が必ず再擧を計畫せんことを豫想した、そして先づ西國に所領を有する鎌倉幕府の御家人をすべて本國に就かしめ、薩摩二階堂文書等参考、又山陰山陽西海の守護に命じて幕府の御家人のみならず、非御家人をも召集して更に防備に當らしむることとした。

時宗元使を斬る

さて元は文永の役後また杜世忠等を我が國に遣し戦後の形勢を窺はしめた、時宗鎌倉に召してこれを斬り、更に沿海諸國の守備を嚴にし、之に當れる幕府御家人の大番役を免じ、經費を節し、租税を減じて軍費に充て、また長門國警固番や蒙古人用心番を置いた、そして建治元年十一月一族實政を鎮西に下し

長門國警固番
蒙古人用心番

時宗北條實
政を鎮西探
題とし弟宗
頼を長門探
題とす

時宗が攻守
兩様の計畫

外征計畫の
進抄

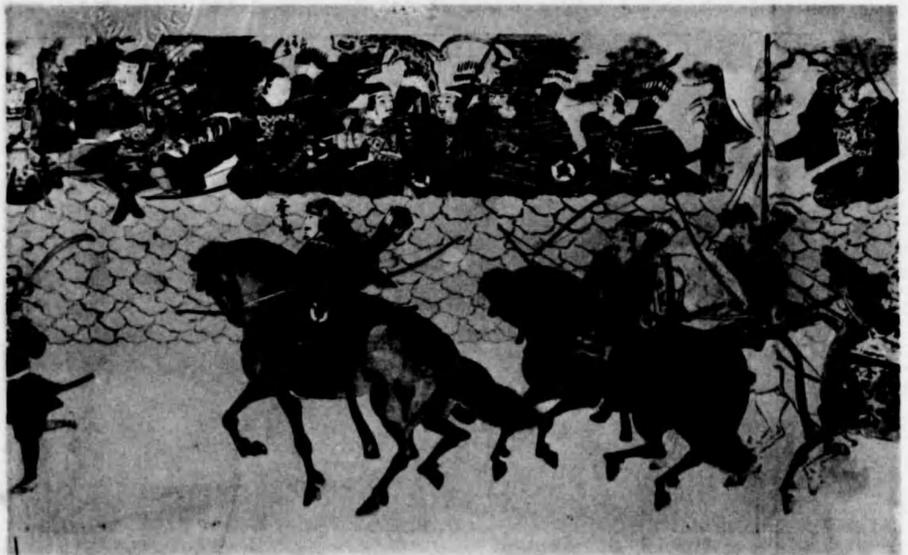
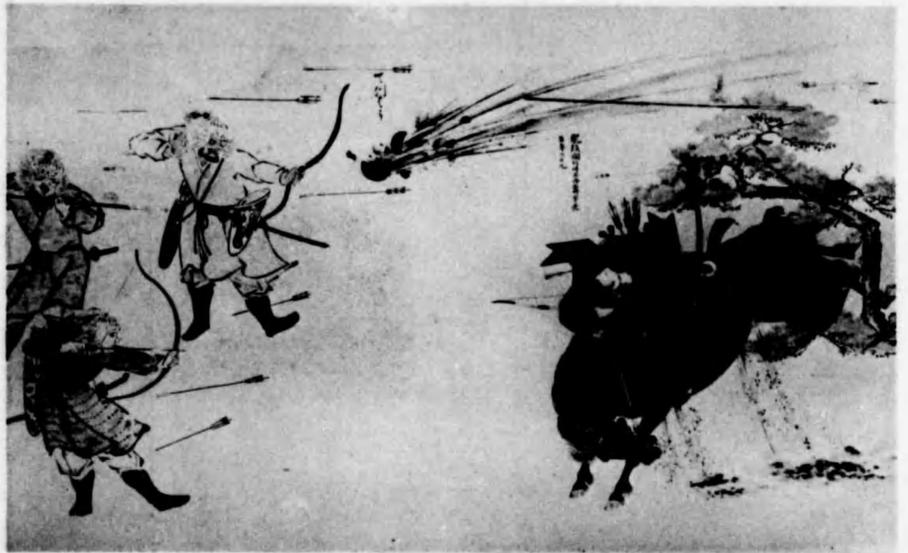
て武士を統べしめ、翌年正月弟宗頼を長門の守護とし、山陰山陽南海の武士を率ゐて事に當らしめた、これが鎮西探題及び長門探題の起原である。前にもいつたやうに文永の役は我が軍の不用意さを暴露し、第二の蒙古襲來に對して大なる教訓を得、時宗は攻守兩様の準備を整へ、進んで高麗を征すると同時に、退いて博多灣一帶に石築地を築ぐ計畫を立てた。先づ外征の事は建治元年十二月議全く決したと見え、幕府より安藝の守護に與へた御教書に、明年三月ごろ異國征伐のことを少貳氏に命じた趣を述べ、出師準備を促して居り、野上文書をはじめ、武雄社本紀、薩藩舊記等によつて、その着々進捗したことが見られる、殊に石清水八幡宮田中文書、宮崎八幡宮神寶注文の紙背にある肥後國の御家人から出してゐる出兵の請文は最もよい資料である。例へば井芹秀重は年既に八十五に及び身歩行することが出来ないで、嫡子永秀年六十五、同子息經秀年三十八、親類秀尙年十九、孫二郎高秀年四十、皆外征の軍に従はんことを注進し、北山室の地頭尼真阿は異國征伐として子息光重、輝久保公保、夜を以て日に繼ぎ參上せんとする趣を言上して居る(征戰偉績所收三

蒙古襲來繪卷

御物

上圖は文永の役に蒙古兵の放つた「てつぱう」である、今の擲彈の類ではないかといはれてゐる。

下圖は弘安の役に築かれた石築地の上に將士が警固してゐるところ。



蒙古襲来繪巻

巻一

蒙古襲来の事

平賀山原の戦ひは蒙古軍の土に根を下す

る今の戦場の様子を記す

土國の文未の野に蒙古軍の如く

外征計畫の
中止

浦周行博士の「幕府の外征計畫」參考。

石築地築造

然るに外征計畫は遂に中止せられた、恐らくはそれが實行を見るに至らなかつた間に、元の再舉準備が前役よりも更に大仕懸なることを偵知し、時宗は我が兵を二分するの不利なるを覺つたからであらう、そして専ら九州の北岸に蒙古軍を引き受け、一步も彼等をして上陸せしめざるに決した。石築地築造の事は既に建治二年三月の深江文書に見えて居り、その高麗征伐と共に計畫せられたことが知られる、即ち博多灣の沿岸に石築地を造り、嚴重なる防禦工事を加ふることを命じ、鎮西に所領を有せるものに田一段につき石築地一寸づつの築造を課し、同年八月には略竣功することを得た。この石築地は竹崎季長の蒙古襲來繪卷に畫かれて居るが、現に今津の海岸から筥崎まで蜿蜒數里の間斷續して遺つてゐる(史蹟現地講演會編、元寇史蹟の新研究參考)。

時宗と無學
祖元

この間また時宗は禪僧を支那に入らしめてゐた、恐らく敵情を視察せしめて居たのであらう、そしてこの禪僧に命じて道隆蘭溪の後住たるべき人をも求めしめ、撰に入つた、傑僧が實に無學祖元であつた、その折の手紙は鎌倉圓覺

立 圓覺寺の建

志 忽必烈の意

寺に傳へてゐる。祖元は慶元府の人、弘安二年六月太宰府に着き、八月鎌倉に入つたが、嘗て蒙古の兵に虜にせられ、頸を刎ねられんとするに當り、從容自若として、乾坤無地、卓孤^{カウ}、節喜得人、空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風、といふ一偈を述べ、元兵遂に手を下さず作禮して去つたといふ。この電光影裡に春風を斬る底の傑僧こゝに迎へられて、日本武士の典型たる時宗の師となつた、時宗が弘安の役に直面して蒙古に對する決心のます／＼強硬なる、固より其處であらねばならぬ。祖元は時宗に莫煩惱の三字を書いて與へた、また時宗が血書して祈禱精誠を凝した大般若經六百卷の供養文に、一句と一偈、一字と一畫、悉く化して神兵となること、猶ほ帝釋天と阿修羅の戦ふが如けん、我が軍捷を得て魔軍は忽ち降伏せんぞと書いてゐる、その如何に大勇猛心を時宗に發揮せしめてゐるか、想見せらるゝであらう。弘安五年圓覺寺を建立して祖元を開山としたのは、實に彼に報いたものである。

翻つて思ふに忽必烈が我が國を服従せしめんとしたのは、固よりその功名心に驅られたゝめであつたことはいふに及ばないが、我が海賊衆の來寇を絶

北條時宗書狀
鎌倉圓覺寺所藏
弘安元年時宗が支那の名僧を誘引し來らんことを
當時人朱せる詮英二冊に記し書狀、實無學子元
が我が國に來りし因由を語るものである。

賤宗意宗乘積有年不傳

梵苑安止細流但時宗無情

有其根水有其源是以故新

宋朝為勝助行此道煩 矣美

二兄弟便艱波險阻誘了後

際禪伯情來本國為望而已

不宣

丙午元未廿二月廿百時宗前

詮藏主禪師

美與徑源師

此書... 卷之... 第... 頁... 此書...

たんとしたことも一の理由に數へらるゝであらう。またマルコ・ポーロの東方紀行に記されてゐるやうな金銀の國としても彼は食指を動かしたであらうが、忽必烈をしていよ／＼之を決行すべく我が國に出兵せしむるに至つたのは、蓋し蒙古軍及び降伏軍の跡始末をつけんがためであつたらう。この跡始末はその國を平和に保つ上に於いて必要であり、もし我が國への遠征が成功すれば、同時に彼の野心を満足せしめ得るのであるから、一舉兩得といふ考があつたかと思はれる。文永の役には屯田軍、女眞軍を主とし、之に高麗の軍八千を加へてゐる、弘安の役には宋の降將夏貴、范文虎をして張世傑の舊部下や、罪を避けて宋に附いた蒙古、回々等の蠻軍を召集せしのみならず、また前役と同じく高麗軍をも参加せしめてゐるのである。

實際のところ、元の第二回來寇は非常に大仕懸であつた、全軍を二軍に分ち、一軍は合浦今の慶尙南道馬山浦に集合し、兵數凡そ四萬、これを北軍と稱し、一軍は楊子江を根據地とし、兵數凡そ十萬、これを江南軍と稱した。弘安二年に至り準備漸く整ひ、我が國を討たんとするや、周福、欒忠の二人をして先づ我が

幕府二たび
元使を斬る

國に來つて牒狀を呈せしめ我が國を威赫した幕府また命じて之を博多に斬り以て全く彼に絶つの意を示し更に守備を嚴重にした。

弘安の役

文永の役後朝廷に於いては異國降伏の祈禱奉幣ます／＼繁く天下の名社大寺に命じて丹誠を抽んで祈禱を凝らしめられてゐたが弘安三年十二月に至り明年四月ごろ來寇せんとする内報を得るや幕府は書を守備に任せる武士に與へて戒飭激勵を加へた。果せるかな四年五月二十二日に夏貴に率ゐられた北軍は直ちに壹岐を襲ひ進んで筑前を侵した我が將士は前役に懲り敵兵を上陸せしめざるに努力し石築地に據つて善く之を防禦した中には夜討して敵艦に乗り移る勇士もあり元兵遂に上陸することが出来なかつたばかりか艦上疫病を發し纒に持久の策を講じて江南軍の到るを待つてゐた。

范文虎の率ゐてゐた江南軍は期に後れ七月の下旬に及んで漸く我が近海に入り先づ肥前鷹島に據つてゐたところ七月晦二十九日夜より閏七月一日の曉にかけて暴風大に起り北軍も江南軍も賊艦多く覆没し二たび我が軍の大捷となつた。元史には逃れ歸るもの僅に三人とあるがこれは癸辛雜載續

集に四千餘の船二百を存し十五萬の人還り得たる者五の一に足らずと書いてあるのが正しい、近く學界に紹介されたる張百戸の碑文によつてもそれが證明せられる。尤も元の兵船がかく脆く覆没したのは必ずしも風力の強かつた爲めばかりでなかつた前に述べた如くその造船に當つて餘りに誅求に過ぎ粗製濫造のもの多かつたからでもあつた。

はじめ元の大軍鎮西を侵すの報京都鎌倉に達するや朝野今更の如く驚愕して祈禱修法を勵んだまた朝廷では告文を神功皇后已下の八陵に奉られ伊勢に公卿勅使の御發遣あり龜山上皇は御身を以て國難に代らんと皇太神宮に祈請を凝らし給うた。これについて八代國治博士史學雜誌第二十九篇に「蒙古襲來についての研究」を寄せその龜山上皇でなく後宇多天皇ならんことを主張せられしに龍肅氏同編に於いて之に反對され平泉澄博士も龜山上皇殉國の御祈願同志第三十一編及び我が歴史觀に於いて二氏の説を批評しながら龜山上皇説に左袒し且つ龜山上皇が更に醍醐寺の僧僧通海をして伊勢に祈らしめ給ひしことを考證されて居る。されば一大捷報に接した朝野の

龜山上皇御
殉國の祈願

喜びは如何なりしぞ、皆以て神明の加護と、祈禱修法の感應なりとし、西大寺の思圓(興正菩薩)の如き殊に靈驗を現したと傳へられて居り、或は神風といひ、或は石清水八幡宮より鎬矢西に飛んだといひ、或は高野天野明神の神鈴鳴つて神の出陣ありし等、多く神異に歸してゐる。しかし同時に、我が將士が石築地に據つて善く防禦して上陸せしめなかつた功績を忘れてはならない。

尤も元はこの大敗後とても侵略の事を断念したのでなく、征日本行省や征東行省を或は置き或は廢し、幾たびか再舉を圖つた。また我が國が崇佛の國なるを見て、禪僧を使とし歸順せんことを勧めようとしたが、我が國では固より之を問題としなかつた。そして一寧一山の如きその使命を棄て、寧ろ一個の禪僧として崇信せられ、遂に我が國に留まることゝなつた。無論この間幕府は守備を嚴にし、元をして乗ずる機會なからしめたのであるが、祈禱修法なども引きつゞき行はれ、大に沿海防備に力を盡したことは、幕府の財政に影響し、延いて北條氏を滅亡に導いた所以といはれてゐる。

文永弘安兩度の元寇が我が國に與へた影響はまた他にも大なるものがあ

元尙ほ侵略の念を止めず

寧一山の來朝

元寇の我が國に與へた影響

北條實政奉納釋迦如來銅像光背銘拓

下總 觀福寺所藏

鎮西探題北條實政が弘安の役後香取神宮に奉納した四體の
一である(徑一尺九寸八分)、その文左の如し。

奉送

香取太神宮御本地四鉢内

釋迦牟尼如來

右志者爲天長地久當社

繁昌異國降伏心願成就

造立如件

弘安五年壬午八月一日

佛師沙弥蓮順

朝臣實政白敬

つた。先づこれまで餘り海外に發展しなかつた國民を目醒めしめた、既に弘安の役が終るか終らぬ頃、朝鮮もしくは支那の沿岸に早くも海賊衆が現れてゐるのである。實をいへば元がこの後幾たびか再舉を圖らんとしたのはこの海賊衆を勦滅せんが爲めにも必要であつた、従つて時宗の大勇猛心は我が肇國以來未曾有の國難を靖んじ、金匱無缺の國體を維持するを得たのみならず、海外發展の思想を喚び起すに力あらしめたことは、永く國民の牢記すべきところであらう。併しそれよりも大きな影響は末世思想から新たに我が國民を甦らしめたことで、それが直ちに國民の自覺運動となり得なかつたにしても、やがて皇家中興時代を出現せしむる所以となつたのである。

何といつても直接に大なる影響を蒙つたものは實に北條氏であつた、北條氏は戦後の經營に於いて全く難關に突き當つた。元に對してます、邊海の守備を修めざるを得ないのみならず、また祈禱修法を中止することも出来ず、これらに要する經費は幕府の財政をして漸く困難ならしめ、戦後しばしば質素を獎勵し華美を戒め、祈禱の如きもその人を撰び、員數を減じ、纔に之を彌

縫したが幕府をして更に困難を感せしめたものは文永弘安兩役の論功行賞であつた。嘗て頼朝が平家を亡した時は、没官領の多かつたため、恩賞を與ふることが思ふやうに出来た、また承久の兵亂にも、没官の地によつて、有功の將士に行賞することを得た、しかし文永弘安の兩役では、中國四國及び鎮西の將士は皆有功者といふも過言でなく、名社大寺等にして祈禱を名とし、恩賞を請ふものも多數に上つたのに係はらず、たゞ外敵を撃退しただけであつて、尺寸の地だも新に獲得したのではない、しかも幕府は初め戦功を勵ましめんがために恩賞を約束してゐた、戦後それを實行すべき時となつたのである、幕府はこゝに行き詰つてしまつた。已むを得ず檢地を行ひ、隱田を見出し、剩し得たる土地を以て充てたけれど、勿論これとても多くの將士を満足せしむることが出来なかつた、従つて戦後の恩賞について幕府に愁訴するもの引きも切らず、凡そ二十餘年の後、永仁二年一ト先づその訴訟を打切つたが、尙ほ恩賞に洩れたもの少くなかつた、そこに幕府に對する怨嗟の聲が放たれ、幕府衰運の兆また現れた。

恩賞に就いての訴訟打切り

永仁五年徳政令

それに戦後の疲弊を受け、武士の窮乏がまた次第に甚しくなつて來た中にはその所領を失つたものすら少くない、その救済は幕府に取り實に緊急を要するのであつた、そして永仁五年遂にこれまでの徳政と異なつた意味の徳政令が幕府によつて發せらるゝに至つた。この徳政令は貸借關係をすべて棄捐することであつて、後に中武家時代に入つて屢々現れたもの、先驅といふべきものであつた。一時は如何にも武士に都合よかつたけれど、彼等の窮乏はこれによつて全然救はれたのでなく、却つて二たび他に米錢物資を融通せしめんとするに當り、武士をしていよゝ窮地に陥らしむるに至り、借用證文や質券等にも「天下一同の徳政たりといふとも、その證文が效力ある旨を書き入れねばならないこと」なつて、徳政令は有名無實に歸してしまつた。

如上の難問題を前にし、時宗が弘安七年四月三十四歳で卒去したのは幕府の一大不幸であつた。時宗の子貞時年僅に十四、この年七月執權となるや、安達泰盛外祖父を以て子宗景と共に專横を極め、内管領長崎頼綱と互に權を争ひ、翌八年頼綱は、泰盛がその姓を源氏に改めたことを奇貨とし、これ將軍たら

時宗死後の鎌倉

んが爲めなりと貞時に告げて泰盛父子を殺したが、頼綱また政を擅にしたため、永仁元年貞時その一家を誅滅し幕府は一時小康を得たけれど、正安三年貞時出家の後、子高時家を継ぎ、また一門の間に内訌を生じ、北條氏の實力次第に衰退した。

これと同時に朝廷に於いては蒙古襲來以後後深草天皇の御子孫と龜山天皇の御子孫との間に皇位繼承について激しい争が續けられた。後深草天皇の御後を持明院統と申し、龜山天皇の御後を大覺寺統と申し奉る。従つて公卿をはじめ廷臣また兩派に分れて互に相勵むこととなり、大に活氣を呈して來た。この皇統の争は後二條天皇即位の頃となり、遂に兩統迭立の内議が成立しなければならなかつた程にまで進んだ。そして花園天皇の後を承けて後醍醐天皇天位に上りたまふに及び、後宇多法皇院政を聽かれて刷新したまふところ多かつたことは、院應別當として一身を捧げ奉仕した萬里小路宣房の日記萬一記によつても窺はれる。然るに元應三年恰も辛酉革命の年に當り、元亨元年と改元せらるゝや、法皇は宣房の建議を嘉納せられ、吉田定房を鎌倉に

蒙古襲來後
の京都持明院統と
大覺寺統

遣して北條氏に内命を下し、同年十二月政を天皇に還したまひ、こゝに後醍醐天皇の親政となつて、天皇の御活動が始まるのである。

(ホ) 正中元弘時代

元亨元年是後醍醐天皇の寶算既に三十四、輔佐の臣に萬里小路宣房、吉田定房及び北畠親房の三房あり、宣房は政治に練達した六十八歳の耆宿、定房は機略あり膽力あり、しかも天皇をその家に養育し奉りし四十八歳の俊豪、親房は識見一世を空しくし、父祖以來大覺寺統を以て自ら任せし二十九歳の英才、天皇の親政に國民が望を囑したのも無理ではなかつた。天皇はまづ記録所を開かれ、親ら之に臨んで訴訟を聽斷し、夙夜治を勵みたまうたが、殊に日野資朝、日野俊基の如き人材を新に登庸せられ、新興の氣運が政治の各方面に發して來たことは花園天皇の宸記にも見えてゐる。

時に鎌倉にあつては北條氏の内管領長崎高資、高時の暗愚に乗じて事を専らにし、賄賂公行して政道正體なく、幕府の最も大なる誇としてゐた公平嚴明なる政治は全く地を拂つた。しかも高時が田樂舞、闘犬などの遊樂に耽つて

後醍醐天皇
の親政北條氏の内
訌

政治を顧みなかつた間に、京都に於いては英邁なる後醍醐天皇が鋭意治を圖りたまひ、如何にもきび／＼と元氣に満ちた政治振であつた。

然るに天皇の御即位に當り、後伏見上皇と後宇多法皇との間に文保の御和談なるものが成り立つてゐた、それは皇太子に後二條天皇の皇子邦良親王を立て、次に後伏見上皇の皇子量仁親王を東宮とする、そしてその次はまた邦良親王の御後と量仁親王の御後とが互に皇位に即きたまふ御約束なのである、従つて後醍醐天皇の御子孫は永く皇位に上りたまふ機會を失はれるのであつた。この御和談は北條氏の干渉によつて定められたといつてよいのであるから、北條氏を討滅することこそ、天皇の大權によつて皇位繼承の問題も定め得るのであつて、眞に天皇親政の實を擧ぐる所以であると、後醍醐天皇は潛に討幕の計畫をお進めになつた。尤もこの計畫は正中元年失敗に歸し、資朝俊基は鎌倉に下り、武士土岐頼貞、多治見國長は京都に自盡し、天皇は告文を高時に賜はつて僅に事なきを得たまうたが、やがて資朝は佐渡に流され、俊基は許されて京都に歸り、この事件は一ト先づ落着した、所謂正中の變である。

文保の御和談

正中の變

金澤貞顯

金澤實時の好學

稱名寺

嘉暦元年高時二十四歳にして出家し、弟泰家代つて執權の職に就くべきところ、長崎高資專斷を以て北條氏の一族金澤貞顯を執權としたので、泰家母子は高資を討たんことを謀つた、そして貞顯は執權僅に一ヶ月にして出家し、一族赤橋守時之に代つた。貞顯は武藏金澤にその邸があり、金澤殿と稱せられてゐた、曾祖父實時尤も學を好み、はじめ六波羅探題として在洛せし間に和漢の典籍を蒐集繕寫して持ち歸つた、これが金澤文庫の起原をなすもので、現存せる同文庫本の左傳、群書治要、令義解、及び本朝文粹等に實時の奥記を有して居る。次いで孫顯時、顯時の子貞顯同じくこれを繼承し、その書寫校合を加へたものに、また顯時または貞顯の奥記等存せるものも多く、今に傳はつてゐる〔歴史地理五十二卷大森金五郎氏、金澤文庫追考〕、八代國治博士著國史叢說所收〔金澤文庫參考〕。又實時はこの地に僧性海を開山とし、稱名寺を建てたが、金澤の沖に宋船が來泊した折、その齎した佛像、經典、佛畫、佛具等を得て、この寺に納めた、その中で一切經の如き、畫損もしくは散逸に歸したのもあるが、本尊は同寺の本堂に安置しあり、宋末の木彫佛像として善い標本である。

金澤文庫は、稱名寺内に建てられ、實時以來蒐集された典籍を藏した處といはれてゐるが、同寺元亨三年の伽藍古圖には文庫の位置が明でない。尤も文庫谷といふ地名が現境内に存してゐるけれど、文庫創立の年月を明にすべき資料に乏しい。或は文庫の設立について疑問が挟まれるといふのが平泉澄博士の説である(中世に於ける精神生活参照)。しかし義堂周信の空華日工集に彼が金澤文庫に遊んで詩を賦したことが出てゐるし、應永年間鎌倉管領上杉憲實が再興して居る事實があり、文明年間こゝに釋奠を行つた事も漆桶萬里の梅花無盡藏に見えてゐるから、室町時代に於いて既に存在してゐたことは疑はれない。この文庫の典籍は後ち家康が江戸城内に文庫を建て古書を集めた中に多く藏されたといはれてゐる(近藤重藏著右文故事参考)。

さて貞顯守時は内管領長崎高資に擁立された名のみ執權であつた、それは一方に於いて高時の隱居政治であり、他方に於いて高資の專權政治であつたことを示してゐるのである、しかも高時は高資を討たんとし却つて失敗し、北條氏の威信ます／＼失墜した。元亨元年のころ、陸奥の豪族安東季久は同

族季長と所領について爭論を起し、遂に幕府に訴へて來たが、高資は兩人から賄賂を受けて理非裁決を明かにせず、季久、季長亂を起すに及び、嘉暦二年高時兵を遣して之を討ちしも克たず、幕府の權威と實力とは全く白日の下に曝露せられた、そしてその風聞は京都を初め諸國に傳はり、北條氏また恐るゝに足らずといふ空氣が次第に濃厚となつて來た。

後醍醐天皇は正中の變に一たび失敗したまうたけれど、討幕の御計畫は秘密の中に續行せられてゐたのである。時に皇太子邦良親王は一日も早く皇位に即きたまはんとし、六條有忠を鎌倉に遣して北條氏にその旨を諭されたが、持明院統たる後伏見上皇また皇子量仁親王の立場を望んで、同じく使者を鎌倉に下し、その事を説きたまうた、そして嘉暦元年三月邦良親王薨去せられ、幕府が量仁親王を皇太子に立て奉ることゝなり、文保の御和談こゝに實現するや、後醍醐天皇の北條氏に對する御鬱憤はいよ／＼加はり、討幕の御計畫更に歩足を速めた。

元弘元年四月天皇と最も關係深き吉田定房がこの御計畫について鎌倉に

吉田定房の
密告

天皇笠置に
行幸したま
ふ

北條氏量仁
親王を擁立
す

密告したのは實に人々の意外とするところであつた。高時は直ちに長崎高資を上洛せしめ、僧文觀、日野俊基等を捕へて鎌倉に送らしめたが、その間に天皇の御計畫がまた北條氏に偵知せられ、討幕の事將に發せんとするに先だち、八月に入つて幕府は二階堂貞藤(入道道蘊)をして兵三千人を卒ゐて京都に上らしめた。天皇は、六波羅の兵内裏を襲ひて、廢立を行はんとするよし聞しめされ、二十四日の夜神器を奉じて急遽奈良東大寺に潛幸あり、次いで鷲峰山金胎寺に一夜を過されて後、笠置山に行宮を定めたまうた。北條氏は直ちに兵を遣して行宮を犯し、且つ皇太子量仁親王(光嚴院)を擁立し、また足利高氏、金澤貞冬、大佛貞直等をして大軍を率ゐて笠置山の攻撃に加はらしめた。

九月二十八日笠置の行宮は遂に陥つた。天皇は暗夜に乘じ、賊の重圍を脱して楠木正成の河内赤坂城に向はんとしたまひしが、路を失つて北條氏の兵に遇ひ、京都に還幸あり、六波羅に幽閉の御身とならせられた。この時内侍所は既に光嚴院に渡りしも、劔璽の二神器尙ほ天皇の御許にあり、北條氏は強ゐて之を乞ひ奉つた。天皇が遂に之を授けたまひしことは、劔璽渡御記等によつ

後醍醐天皇
隱岐遷幸

勤王軍の再
舉

て推測されるが、それが眞器であつたか、或はまた新器であつたかの問題と、之に連關して起るべき皇統正閏の論は更に次章に於いて述ぶるであらう。
やがて北條氏は承久の例に倣つて天皇を隱岐に、第一皇子尊良親王を土佐に、第三皇子尊澄法親王を讃岐に遷し奉り、勤王の廷臣、或は流され、或は殺され、京鎌倉しばらく小康を保つてゐた。元弘二年四月光嚴院は正慶と改元あつたが、天皇は固より之を認めたまふべくもあらず、尙ほ元弘の年號を用ゐられ、護良親王をはじめ勤王の將士また同じくこれに従つた。この年五月護良親王は兵を十津川に擧げて伊勢に攻め入り、ついで吉野山に籠りたまひ、正成もまた赤坂城を復し、楠木城に據り、更に爪城として千劔破城を築いた。北條氏の大軍は吉野、楠木及び赤坂の三城に殺到し、先づ吉野を陥れたが、賊の重圍を脱して遁れたまひし親王から四方に飛んだ高時追討の令旨は如何にも有効に働いて、播磨の赤松則村、伊豫の土居通治、得能通言の如きをはじめ、所在に義兵を擧ぐるもの次から次へと現れ、翌三年閏二月千劔破城を圍んでゐた將士、また或は所領を侵略されんことを案じ、或は親王の令旨を賜はつて感激し、その

後醍醐天皇
船上山行幸

領地に引き歸る者多かつた、その最も有力なものが新田義貞である。

足利高氏の
歸順

この間隱岐にましませし天皇は遙に護良親王の御消息等によつて機既に至れるを見たまひ、元弘三年閏二月の下旬行宮を脱出して、伯耆の名和長年に奉せられ、船上山に行幸あり、勤王の軍大に集まつた、そして千種忠顯をして之を率ゐ、赤松則村と共に六波羅に迫らしめられたところ、幕府また大軍を送つて六波羅を援けんとし、足利高氏、名越高家を將として西上せしめた。然るに高氏は幕府に對して異圖を抱き、三河に至るや、密使を伯耆に送り歸順せんことを乞ひ奉つた、そして近江鏡宿に於いて密勅を蒙つたけれど、之を秘して京都を通過し、山陰道に進みしに、四月高家が則村の軍と戦ひ敗死するに及び、高氏急に丹波篠村八幡宮に勤王の旗を揚げ、官軍と共に六波羅を攻めた。五月七日六波羅探題北條時益は戦死し、同北條仲時は光嚴院及び後伏見花園の兩上皇を奉じて東奔したが、近江番場の宿に着いた時、近江美濃の野武士に襲はれ、仲時以下四百餘人力盡きて蓮華寺内に自盡し、その人名は蓮華寺過去帳に記されてゐる。光嚴院及び兩上皇はやがて伊吹山下の太平護國寺に入りたま

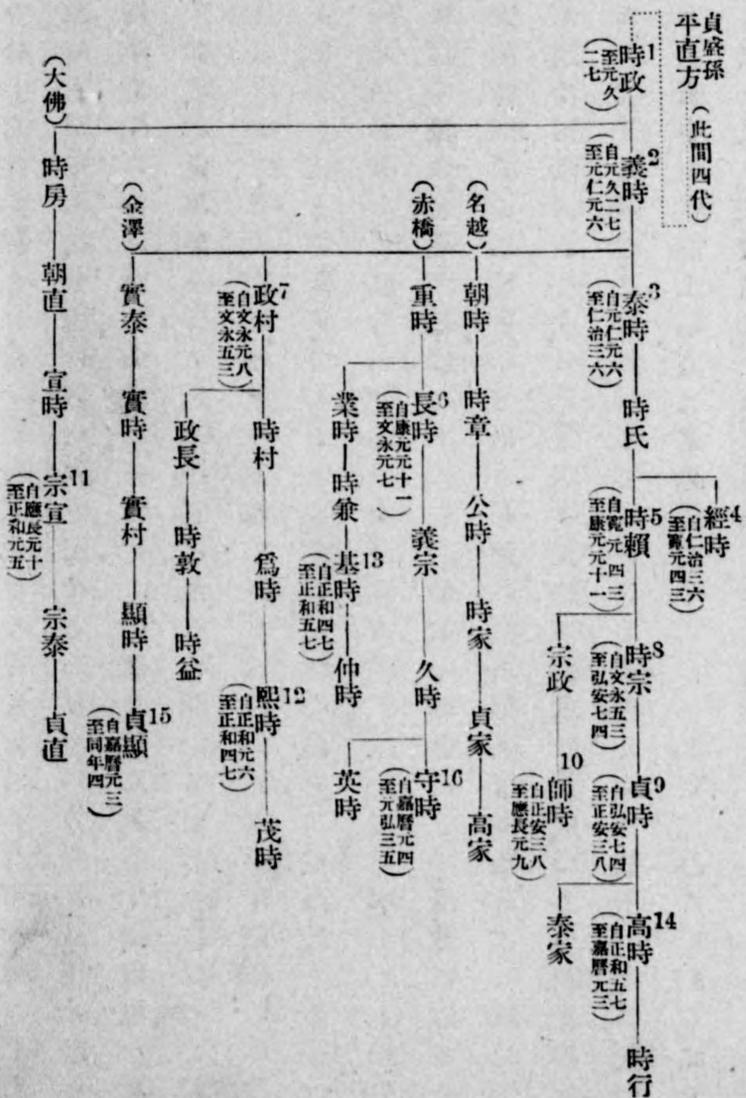
六波羅滅ぶ

ひ、ついで京都に還られた、この野武士を率ゐて仲時の東奔を遮つた御方は實に龜山天皇第五皇子五辻宮守良親王であらせられる(平泉澄博士著我が歴史觀所收、史上に湮滅せし五辻宮参考)。この時まで正成の千劔破城を攻めあぐんでゐた北條氏の軍勢も六波羅既に陥ると聞いて、皆散々になつてしまつた、そして天皇の京都御還幸まで京都に於いて六波羅及び千劔破等の敗兵を糾合し、機敏に之を麾下に集めたものが彼の野心満々たる高氏であつた。

北條氏亡ぶ

關東の形勢また忽ち一變した、新田義貞がその一族を率ゐて上野生品明神の社前に義兵を擧げ、武藏府中に北條泰家の軍を破つて、鎌倉に迫るや、高氏の子義詮年四歳にして之に加はりしをはじめ、諸國より鎌倉攻に馳せ參する者多く、遠くは河内の三木俊連、遠江の天野經顯、或は陸奥の石川義光の如き人々があつた、この鎌倉攻の大規模であつたのが、もと護良親王の御計畫に成つたことは、田中義成博士の南北朝時代史に詳しく見えてゐる。かくて元弘三年五月二十二日鎌倉は勤王軍に侵入され、高時以下一族葛西谷の東勝寺に入つて自殺し、幕府の實權を握つた北條氏はこゝに滅亡した。

北條氏系圖



今鎌倉時代を終るに當つて特に述べなければならぬのは、この時代が武士階級をしてその實力を政治的に發揮せしめたのみならず、また社會的に一大變革を生せしめ、經濟的にも前時代と變つた諸事象が現れて來たことである。此等の諸事象を一々こゝに考察することは出來ないけれども、その主なるもの、二三について概説を試みて見よう。

第一にこれまで國術のあつたところが、最早必ずしも國々の中心地でなくなり、地方に於いて新なる都市が發達して來た、その尤も著しいものに、いふまでもなく鎌倉を挙げねばならない。鎌倉は頼朝によつて幕府が、そこに開かれ、武家政治の中心地として俄に發展した地で、吾妻鏡治承四年十二月の條にも「所邊鄙而海人野叟之外、素卜居之類少之、正當于此時、関巷直路、村里授號、加之家屋並薨、門扉輾軒」と記してある。その新市街は漸次擴大せられ、大體鶴岡八幡宮の參道を中心とし、東は名越方面から、南は和賀江島、西は稻村崎、北は山内の方面に及び、相當廣い地域に達してゐる。しかもまた年月の進むに従つて京都の影響を受け、自然に京都風の市街も出現したことであらうが、幕府の方

針としては、どこまでも武家政治の中心地たる施設を加へてゐたのであり、商業都市としての發展を策した形跡は更に認められない。北條氏をはじめ幕府の人々及び諸國の有力なる武士が居住してゐた館やかたや、または番役のためにこゝに出入してゐたもの、住宅等の都市であつた。それらの武士屋敷以外には寺院などが建立せられたのであつて、武士の生活を中心とした一都市がこゝに成立した鎌倉時代史論所收川上多助氏都市としての鎌倉参考。

交通制度

この時代には武士が地方に於いて勢力を伸展した、め、庄園の領主や本所領家と彼等との間に所領問題について屢訴訟が起され、本所領家側のものが訴人として鎌倉に上ることも頻繁であつた。且つ將軍の上洛等によつてまた漸く京都鎌倉間の交通制度が整つて來た。十六夜日記などはこれについて參考とすべきものである。そしてこの間に古來の驛制に代つてこゝに宿制が發達して來たことは注意すべきもの、一であらう。また訴訟のために鎌倉に滞在するものは旅費を調進する方法として爲替を契約し、金錢の融通を計るやうなことを行つたことが東寺百合文書に見えてゐるのも、經濟生活發展の

宿制

爲替

鎌倉以外の都市

九州の政治的中心博多

現れとして観るべきものと思はれる。

鎌倉以外の地方都市として特にこの時代に發達したものは筑前の博多である。博多は早くから太宰府の門戸となり、海外に對する港灣として繁昌して來たが、この時代の末になると、九州に於ける政治の中心地であつた太宰府が衰へ、蒙古襲來以後國防上の必要から、北條氏の一族にして鎮西探題なるものが博多に駐在することゝなつたのは、博多をして古來の港灣都市たる上に、更に武家政治の一中心地としての都市たらしめた所以であつた。その他新に武士の起つた地方に於いては、また博多と同じく、諸國の守護所の所在地に、それ相應の都市といふべきものが出來た事は想像に難くないが、しかし當時代に於ける武士の地位は政治的にも經濟的にも完全にその地方を支配すべきものに到達してゐなかつたのであるから、後の大名時代に見るやうな城下町といふべきものにはまだ發展してゐなかつたらしい。たゞこの時代に於いても次第に武士の勢力が増大して來ると、その居館に近く後世に於ける城下町の搖籃期に屬するものが發生したことは否定されぬ、これらの研究はま

城下町の搖籃期

交通商業の
都市の發展

た經濟的の發達に考慮を拂ひつゝ、その歩を進めねばならない。

されどかく政治上の中心地といふ點からではなく、交通上又は商業上の方
面から發展して來たものも諸方にある當時の都市に認められる。公家時代
に専ら收益權の對象となつたものは土地であり、即ちその年貢であつたが、古
武家時代特に鎌倉時代に入れば、かゝる收益權以外のものが次第に史上に現
れるに至つた。その種目は數種に上るであらうが、就中注意を惹くものに特
に港灣を對象とするものがある、それは港灣を通過し或はそこに碇泊する船
舶に對し、その積載する貨物に向けて賦課される一種の税目であつたが、もし
その港灣に集中する物資がそこで交易せられると、また一種の市場税ともな
るのである、それらの事象を通じて當時港灣都市の發展して來た情勢が窺は
れる。この種の都市の著しいものは、京都を中心にしたもので、就中瀬戸内海
沿岸の攝津方面、淀川の沿岸及び琵琶湖岸等に之を求めることが出來よう、攝
津の兵庫、神崎、尼崎、山城の淀、近江の大津、坂本の如き、又越前の敦賀、三國湊の如
きは、その代表的のものといつてよい。

港灣都市の
發展貨幣の流通
状態

宋錢の渡來

一般的經濟
生活の向上公家時代に
於ける土地
の收益と生
活

次にこの時代に於ける貨幣の流通状態は如何であつたらうか。我が國の
貨幣鑄造は、この時代以前には所謂皇朝十二錢以外に史上に現れるものはな
かつた、しかし海外との通交上宋錢の渡つたものが相當にあり、これらの錢貨
は我が國の鑄造貨幣と共に流通してゐたものであらう、そして公家時代には
貨幣の流通程度極めて低かつたけれど、この時代になると次第に向上し、京都
を中心とした所ばかりでなく、遠い地方に於いても漸次流通の程度が高まり、
この時代の終末期にはその傾向が著しく加はつてゐる。

かく貨幣の流通状態の顯著となつた傾向は、言ふまでもなくこの時代に於
ける一般的經濟生活の向上發展を示すものに外ならぬであらう、そしてこゝ
にこの傾向に關して注意し置かねばならない事情が現れてゐる、それは土地
よりの收益物たる一般の年貢の收受に一の變化を生じて來たことである。
公家時代に於いては土地の收益は土地より生ずる物資を年貢として徵收す
るにあつたが、その物資はその土地から産出せるものを直接收納してゐたの
である。即ちそれ〴〵の土地から生産せる特有の物資を納め、それをそのま

ま生活の資料とし、しかも猶ほ不備不足を生ずる場合には他の物資と交換するものが、經濟生活の主要なる傾向であつた。従つて多くの庄園を領有してゐた院宮權門勢家社寺にあつても、その収益の状態は、皆その土地から生産せる年貢米を本體とし、それに特産の物資を徴納し、又その住民から人夫役等の勞力奉仕をも受納してゐたのであり、是等大きな經濟生活を營む者に於いては、その生活上必要な物資はみづから領有する所領内から徴收するものによつて供給されるといふのが、大體の情態であつたと認められる。

然るに古武家時代に入れば、諸國の庄園に勃興した武士の勢力伸展の結果、この傾向に變化が生じて來た、そして鎌倉時代となつて、元來庄園の庄務の一部を分擔してゐるのを常としてゐた地方の武士が武威に任せて權門勢家もしくは社寺等の所領を押領するものがだん／＼現れて來たのである。勿論これは幕府が出来るだけ制裁を加へ之を抑へて居た所であるから、その間また平和的の契約によつて庄園に居住する武士が、本所領家の収益する年貢并に雜物等の徴納を一手に請負ふところの慣習たる所謂請所制度がまた一方

に行はれて來るやうになつた。この場合には年貢雜物等の收納を米穀或は貨幣に換算して本所領家に納付する傾向が生じて居るのであつて、この傾向には、前時代に於いて土地から生産される特有の物資をそのまゝ、収益した事情と、確かに相反するものがあるといはなければならぬ。前時代の事情では貨幣の流通は増進し難からうが、この時代に於ける如上の傾向は貨幣の流通状態を助長するものであつた。尤もこれは又貨幣の流通状態が向上してゐたために現れて來たものとも考へなければならぬかも知れぬが、この時代に貨幣の流通状態の進んだことだけは疑はれない。

かく庄園の收納物が複雑なものから一様化せらるゝ傾向となつたので、自然に各地に於いて生産せられた特有の物資も、その地方に於いて取引せられることになり、之に伴ひ商業の發展、市場の發達が促されるに至つた事も、當然首肯し得られるであらう。それら商人の活動を考ふるには、座の歴史を檢討しなければならぬ、座の研究は經濟史の問題としても最も重要なもの、一と言つてよい、之に就いて早く説を立てたものは、横井時冬博士の日本商業史

ぐらゐに過ぎなかつたが、ついで福田徳三博士は、之を西洋のギルドと比較して論せられ、その所説は同博士著日本經濟史論の中に詳にされてゐる。此等の説を論評し、更に一般の研究を進めたものが、經濟大辭書「座」の項に收められてゐる柴謙太郎氏の所説である。その後には、三浦周行博士の「座の起源」と其語原「法制史」の研究、所収の發表があり、之に對して史學雜誌第二十八編に平泉澄博士の「座管見」といふ批評があり、更に三浦博士の「座の意義」と題する答辯が出で、續いて平泉博士の「再び座に就いて鄙見を述べ」といふ再論出で、之に對し又三浦博士の「再び座の意義につきて」といふ辯論が現れた。兩博士の論點は専ら座の語原と其の意義とにあつて、その本質に觸れてこれが起原等を論ずることには深く及んでゐなかつた。然るに其の後柴氏は史學雜誌第三十七編に「商事組合として座の起源」と題する論説を掲げ、同氏の前論の補訂から、この問題に關する從來の所説に對して異論のあるところを述べられ、更に座の起原に關する一の創見を發表して居られるが、その發表後目覺しい論説も出でずして今日に及んでゐる。

座の語原

座の語原が場席にあることに異論はない、されど之が社寺の神人等の占める座席から發生したものと限定することに於いては、或は真相を得るに遠ざかる傾が無いとも言へない。要するに廣く座席から發生し、それが後に至り轉じて組及び組合の意味を持つやうになつて來たものと認めて差支なからう。尤も既にこの組合の意味に轉化した時代に於いても、座が店の意味を有し、その座席の語原を長く持續してゐる場合のあることも注意して置かなければならない、これらの所説は前記三浦平泉兩博士の研究によつて確説に導かれたやうに思はれる。

座の起原

座の起原は最初横井福田兩博士により室町時代にあるものと説かれたのであるが、この説は柴氏の研究の結果全く否定せられ、鎌倉時代にも明かに座の存在が認められ、更に遡つてその以前にまでその起原を求め得るとせられた。同氏の史學雜誌所載の論説には従前から發見された座の史料中鎌倉時代のものとして、三長記建久六年十二月十九日の條に見ゆる掃部寮の筵御手作新座に關するものをはじめ、その史料を網羅してある。勿論檢出の勞力次

第でこの以前の時代に史料が発見せられるであらうから、要するに同氏も論じて居られるやうに、座の起原の問題は事件の歴史でなく状態の變遷にあるから、鎌倉時代の初期に既に座に關する史料の發見せらるゝ以上、その起原がその以前に遡り得ることは異論がないであらう、しかし之と同時に又その起原の時を明確に決定することは不可能と言つてよいであらう。

從來の所説では、公家時代の末、權門勢家の權勢の強大なる時に當り、商人工匠が職業の獨占的特權を維持せんがためにその勢力を假らんとし、その保護を受けんとする目的から、或る一種の團體が形成されたのが座の起原であるとせられて來た。當時庄園の領主が權門勢家の威權を假らんがために、それぞれ庄園を寄附して、本所領家と仰いだ時代の傾向と併せて觀察した點は如何にも尤の説と首肯させられるものがある。然るに柴氏の新説に據れば、座に關する初期の史料には座の本質として獨占とか占賣とかいふ意味が現れてゐない。座の起原を營業の獨占といふ特權を得る事に求めるのは眞實でない、座の起原は神人寄人等の行商人が、税即ち當時の營業税の免除を受ける

座の發生及びその本質

爲に結合された組合の發生に求むべきものであるといふのであつて、これから進んで營業の禁止解除もその本質に加はり、營業の獨占は後に至つて附加されて來た性質に過ぎないといふ結論に到達してゐる。この柴氏の所説は今日まで座の本質を論じたものゝ中で最も進んだものであらう。

かくて前時代の末期に發生した座が鎌倉時代の史料に現れてくる狀況を観ると、本座と新座との關係、座人の間にそれゝ競争の生じてゐたことなどを看取するに難くない、これによつて當時商工業の發展の上に前時代に異なるものゝあることは明かな事實と見てよいであらう。又座の發達は市場の歴史と併せて考ふべきものである、公家時代の事象に現れてくる市は都府の市にある店舗が中心になつたもので、地方のそれについては詳細なる資料が未だ現れてゐないが、既に前時代でも社寺に關聯して特別に市場の起された場合があつたと見え、石清水八幡宮には子日に立つ市が既にその頃存じてゐる。それが降つて鎌倉時代になると、庄園に關係した文書に市、津料とか或は市庭とかいふ言葉が現れて居り、いづれも庄園の領主や地頭御家人等の收益

鎌倉時代の市と座人の活動

の對象とされてゐる。特にこの頃海上遙かに貨物を積載して商賣に従事してゐたものと考へられるものに、出羽の津輕船や伊豆の伊豆山神船の如きものがあつた。事實に徴するも、當時行商を主とした座人の活動と相俟つて、地方に於ける市場の發展が漸次促されて來たものと見做さねばならない。

猶ほ最後に鎌倉時代に於ける文學及び書風等について一瞥しよう。固より鎌倉時代の文化には復古的精神が起つて居り、之に宋元文化の要素を多量に加へてゐるけれど、京都の文學は多く前時代から引きつゞいて來たものを尙ほ傳統的に保存したといふに過ぎなかつた。それが兩統迭立によつて公家の人々が相競ひ互に勵んだことは和歌の勅撰集にも現れてゐる、そして既に早く研究せらるべくして未だ研究せられざりし朱子學が後醍醐天皇の御代に至りはじめて盛に研究せられたのは注意すべきことである。尤も關東に於いて鎌倉の禪林では、道隆蘭溪、無學祖元等をはじめ一寧一山などの名僧によつて、宋元の文學も興隆せられたであらうが、朱子學との關係は明でない、又京都を中心とせる禪林にも榮西によつて建てられた建仁寺、圓爾を開山

鎌倉時代の文化

鎌倉時代の書風

とする東福寺があり、入宋の禪僧も少くなかつた、それに北京律を弘めた泉涌寺の開山俊芻の如きも、多く宋から典籍を將來してゐるのであつたが、朱子學の研究が特にこの時代の末になるまで盛にならなかつたことについては、また皇家中興運動と關聯して考察すべきものであらう。

最後に書風はこの時代に入り、彼の世尊寺家の人々がたゞ様によつて胡蘆を畫くといふ形式的に流れたるに對し、前に述べた和歌と同じく、兩統迭立によつてまた互に砥礪せられ、こゝに清新なる書風を生じて來たのは注意すべきことである。それが皇室を中心として發達し、後深草天皇、龜山天皇をはじめ、花園天皇、後醍醐天皇に至るまで、歴代の宸筆何れも優劣なき立派な御筆蹟であり、こゝに所謂宸翰様なるものが起つて來たが、その間にまた宋元の書風之に加はつて居ることが認められる、そして伏見天皇の皇子尊圓法親王に至つて上代様と宋元風とがよく融合せられたのが、青蓮院流であり、世尊寺流に代つて一世を風靡することゝなつた尊圓法親王が宋元の書風を研究せられたことは、西本願寺所藏の鷹巢帖によつても觀られるであらう。

宸翰様

青蓮院流

訂更 國史の研究(各説上)正誤表

頁	行	誤	正
三三	一二	大倭 [△]	大和 [○]
五二	一	本書紀ある	本書紀にある
五六	一六	丸都城 [△]	丸都城 [○]
六八	三	改葬と注記したのは	改葬と注記したのは
一〇二	四	聞集	聞集(右傍ニ〇點ヲ補フ)
一三〇	三	ましくして	ましくて
一三九	二	遣唐大使 [△]	遣唐大使 [○]
一四三	九	奈良朝史 [○]	奈良朝史(史字右傍ニ〇點ヲ補フ)
一六八	二	京畿地方 [△]	京畿地方 [○]
二三五	九	河朝野鹿取小野 [△]	河朝野鹿取小野 [○]
二六四	四	北少く	北字削ル

三二四 一 こと上げた
 三一四 二 ぞして
 三四六 一〇 大戦
 三五六 四 台記
 三八〇 一〇 明確であり
 三八五 四 仰いだ、そして
 四〇六 六 奉せられて
 四二五 一 與へた頼朝
 四二五 二 あつたのは史
 四二八 二 奏請ねば

こと二字削ル(史字右傍ニ〇點ヲ補フ)
 これは
 大亂
 台記(右傍ニ〇點ヲ補フ)
 明確となり
 仰いだので、
 奉せられて
 與へたのは頼朝
 あつた。史
 奏請せねば

(寺島製本)

昭和七年六月二十日印 刷
 昭和七年六月廿五日第一刷發行

國史の研究 巻上
 定價 參圓五拾錢

有所權版	

著者 黑板勝美
 發行者 東京市神田區一ツ橋通町三番地 岩波茂雄
 印刷者 東京市神田區區町三丁目十七番地 白井赫太郎

發行所 東京市神田區一ツ橋通町三番地 岩波書店

電話(35) 〇八八七番
 〇八八七番
 〇三三三番
 〇二六二番
 〇二四〇番
 〇二〇〇番

刷印社興精

行刊店書波岩

黑板勝美著

訂更國史の研究總說

菊判五二四頁
定價三圓
送料書留卅三錢

本書の舊版は、學界の權威として、洛陽の紙價を高からしめたる名著、しかも早く絶版となつて、學徒の渴望を充たすことを得ざる事情に在つたが、今回著者近來の新研究に基き、學界の趨勢に對する嚴正なる批判、學徒の準備すべき親切なる指針、國史教育に對する中正なる意見等、稿を新にして書き改め、全然舊態を一新して、更訂新版を學界におくるに到つた。國史學及び國史教育に關心を有する諸氏の熱心なる熟讀を希望する。

內容概要 第一章 敘説。第二章 補助學(第一、言語學 第二、古文書學并記録の研究 第三、歴史地理學 第四、年代學 第五、系譜學 第六、考古學)。第三章 國史の編纂著述。第四章 時代史と特別史(第一、時代區分 第二、地方區分 第三、事物區分 第四、人物區分)。第五章 國史の範圍(第一、國史の年代 第二、國史の舞臺)。第六章 國號と民族。第七章 餘説。
別刷挿圖IIコロタイプ版八枚II凸版五枚

目書學史行刊店書波岩

三浦周行著 日本史の研究(第二輯)	三浦周行著 日本史の研究	池内宏編 白鳥博士還曆記念 東洋史論叢	原隨園著 ギリシア史研究	坂口昂著 ルネッサンス史概説	坂口昂著 世界に於ける希臘文明の潮流	坂口昂著 概観 世界史潮	羽仁五郎著 歴史敘述の理論及歴史	和辻哲郎著 近代歴史學	坂口昂・安藤俊雄譯 世界史の使命	坂口昂・小野鐵二譯 歴史とは何ぞや
定價九圓五十錢 送料書留卅五錢	定價三圓 送料書留廿七錢	定價四圓八十錢 送料書留卅六錢	定價三圓五十錢 送料書留廿七錢	定價三圓 送料書留廿七錢	定價四圓三十錢 送料書留廿七錢	定價三圓二十錢 送料書留廿七錢	定價一圓四十錢 送料書留十八錢	定價一圓四十錢 送料書留十八錢	定價一圓七十錢 送料書留十八錢	定價一圓七十錢 送料書留十八錢

目書學史行刊店書波岩

津田左右吉著	神代史の研究	定價三四五十錢 送料書附廿七錢
フロイン・メリス著 松岡靜雄譯補	瓜哇史	定價三四五十錢 送料書附廿七錢
津田左右吉著	日本上代史研究	定價五錢 送料書附廿七錢
坂口昂著	世界史論講	定價五圓二十錢 送料書附廿七錢
黑板勝美著	國史の研究(總說)	定價三圓七十錢 送料書附廿七錢
黑板勝美著	國史の研究(各說上)	定價三圓五十錢 送料書附廿七錢
黑板勝美著	國史の研究(各說下)	定價三圓五十錢 送料書附廿七錢
坂口昂著	獨逸史學史	定價三圓五十錢 送料書附廿七錢

目書學文行刊店書波岩

黑板勝美編	特建國寶目錄	定價三圓五十錢 送料書附十八錢
藤岡作太郎著	國文學史講話	定價二圓八十錢 送料書附廿七錢
藤岡作太郎著	國文學全史(平安朝篇)	定價四圓五十錢 送料書附廿七錢
吉澤義則著	國語國文の研究	定價三圓七十錢 送料書附廿七錢
土居光知著	國文學序說	定價四圓三十錢 送料書附廿七錢
津田左右吉著	古事記及日本書紀の研究	定價四圓八十錢 送料書附廿七錢
村岡典嗣著	本居宣長	定價四圓八十錢 送料書附廿七錢
新村出著	東方言語史叢考	定價六錢 送料書附廿七錢
新村出著	南蠻廣記	定價三圓十八錢 送料書附十八錢
新村出著	續南蠻廣記	定價三圓十八錢 送料書附十八錢
龜井高孝著	天草本平家物語	定價三圓六十錢 送料書附廿七錢
太田爲三郎編	日本隨筆索引	定價六圓五十錢 送料書附六錢

終